畏吾兒人間に於ける法律・財政用語（中）

ジャフェルオールュ　アハメット
羽田　明　譯

法律用語

一、Yang（慣習法）

此の言葉の見えてゐる畏吾兒法律文書ではいつも el の附いた同義語 el yangunça ① の形で使はれ「慣習」を意味する。〔USp. N. 1, 7, 10 usw.〕カシュガリーは專ら yang とし「中心」「厚み」「型式」等の義とするが、〔Kaş. Ⅲ 67; M. W. 77〕法律關係以外の畏吾兒文書にも同じ意味で使用されてゐる例がある。〔Suv. 132, 11; Ind. 54〕イスラム時代初期のトルコ語文献中最も重要なクダトク、ビリックに於いては「慣習」を意味することもあれば「型式」「存在」を意味することもある。Ayubärdi qilğin, qilmçin yangin「彼は彼自身の性格、行動と人となりを物語つた。」〔S. 55, 19〕Bu Ay-tolde ança yüridi bu yang「此のアィトルディは暫らく此の樣に暮した。」〔S. 50, 4〕等。キプチャック人には少し音聲が變して yong といふ發音で傳はり、Abû-Hayyan はアラビア語の el-ḥak だと說明してゐるから、「理性」「正義」或ひは「慣習法」の意味に相違なし。〔Caferoğlu, Abû

Hayyan……. S. 98, 127〕②中央亞細亞でもギプチャック人の間でも同一の意味を以て行はれてゐることは yong といふ表現が「慣習」「慣習法」の樣な一定の法律用語として廣くトルコ族社會に傳播した事實を示すものと考へる。現にラドロフはコマン方言に就いても此の言葉の存在することを確めて、彼の辭書に載せてゐる。〔Rd. Ⅲ. 57-58〕

現代のトルコ諸方言中 Alt·i, Baraba の兩方言は同じ發音で問題の言葉を保存してゐる樣である。たゞその意味は一層廣くなり、「生命」「性格」「精神」「樣式」「習慣」等の樣な相互に餘り關係のない觀念を表してゐる。〔Rd. Ⅲ. 57-58〕ヴァンベリーはアルタイ方言に對して專ら「慣習」「信仰」「樣式」「根源」の樣な意味を附してゐる。〔Et. Wör. 119〕キルギス人の間では又「慣習」「信仰」「法律」の意味を有つ。〔ibd〕カザック方言では形も意味も變化して了つてゐる。彼らの間に於ける yon「樣式」「型式」「方法」といふ語は疑もなく畏吾兒人の yang と同じものだ。〔ibd〕チャガタイ語と現在の南方方言（補註。トルコマン語、アゼルバイヂャン方言、コーカサス方言、小アジア方言、クリミヤ方言及びオスマンリー語を含む）には名詞の形では存在しないが、オスマンリー語とチャガタイ語に就いて見られる yangsilamaq といふ動詞が yang から出たことは充分認めて良い。と云ふのは yang はクダトク、ビリックに於いてもさうであつたが、法律關係以外の畏吾兒文書でも、現代トルコ諸方言でも主に「樣式」の意味で用ひられてをり、今日我々が多少發音を變へて使用し、「眞似る」「僞造する」の意味を含んでゐる yang+silamaq ③もほゞ意義を等しくするからである。ヴァンベリーが yanglış=yanlış「誤謬」「過失」も同じ系統に屬するとするのは或る程度論理的だが、尙一考を要する。

意味や起原は兎も角として、yang は畏吾兒法律文書では el と俱に用ひられてゐるから、專ら法律用語として

は「慣習」「慣習法」の意味であるに違ひない。クダトク、ビリック及びカシュガリーに於ける el の使用例が又最も有力な證據である。töra は單獨に使はれると「法律」の謂であるが、el を附けて el töräsi 又は el töräsi birlä〔USp. N. 9, 8; ZKV 1, st. 334〕の形で使はれた場合には「慣習」「傳統」を意味する。かう考へて來ると el が一定の法律用語に附け加へられたのは、それに何か「定まつた」又「地方的の」といふ樣な意味を與へる爲であつたと思はれる。「慣習」「慣習法」に應ずる el yangunça も正しく同じ例に屬するものである。

同じ意味を現す bar yangunça 或ひは elning tutuq yangunça 等の術語も文書內に見えてゐる。〔ZKV. 1. st. 534〕此は文書作製者の考でさうも認めたもので、その意義に相違があるとは思はれない。

問題の言葉に間々加へられてゐる lig の接尾語は今日の y（目的格・所有格語尾）に相當するものである。但、一文書〔USp. 88〕に於いて yanglig の形をもつてゐる言葉の意味は「慣習に從つて」或ひは「慣習的の」といふことである。

二、Tutuq（擔保）

一文書に於いて tutuq〔USp. N. 51〕、他の文書に於いて tutuqğ〔URD. st. 132-133〕と記されてゐる言葉の意味は、その使用法及び文書の內容から考へると「擔保」である。卽ち此の語は借用した金錢と引換へに債務者が自分の息子を "Tutuq" として典與するものであることは二つの文書に於いて極めて明白に看取される。此らの文書も結局は借用證文であるが、內容が他の同種類のものと相異する點で注目される。一時的もしくは永久的に勞働者或ひは「賣買養子」として典與された子供達は、家長が借用した金錢の代償として、ある一定の期間債權者に對して何等かの奉仕義務に服さねばならなかつた。斯樣な性質を以て他人(債權者)に引渡される子供達

の典與行爲を tutuq 若くは tutquğ といふ言葉で言ひ表したものである。カシ・ガリーは此の言葉を解釋してアラビア語の el aḫiz「取得」el rehin「擔保」であると云ひ、〔Kaş 1. S. 311; MW. S 221〕tutuğ と音としてゐる。本來の意味を明かにしかねたラドロフは文書の性質と內容に基き、tutuq として典與された子供が「千年萬日」に亙つて讓渡されたと云ふ事實を考慮して、「處分」とか「處罰」とかいふ樣な意味を附けた。〔USp. S. 88〕どれ程文書の內容と法律的價値が此の樣な意味を示唆してゐるにしても、元の意味はカシュガリー の記してゐる「擔保」である。もつとも擔保として典與されたのが人間であつたのだから、貸與された金錢の代償として、tutuq が勞働供給を條件とするものであつたことは認めねばならず、此の事は問題の「擔保」により廣い意味を與へるものと云へよう。

「擔保」に對して、Şeyh Süleyman はチャガタイ語の tutaq と云ふ言葉を採錄してゐる。〔s. 113〕その他の現代トルコ諸方言には此に當るものはない。小亞細亞の或る地方では「擔保」の意味で tutuq と云ふ語が現に使用されてゐると聞いたことがあるが、どの辭書にも見えてゐない。カシュガリーが此の語を「擔保」と譯してゐることは、その元の意味を示してゐるものではあるが、畏吾兒法律文書は尙一層廣い意味に於いて、又一定の術語として、此を用ひたのである。

三、Asiğ（利得）

一般畏吾兒文書では、此の言葉の元の意味は「利益」「利得」「利子」である。〔U. Ⅲ. 39, 18; Suv. 185, 17〕或る種の文書では同じ意味を持つ tusu④といふ言葉と竝べて asiğ tusu の形で使つてゐることもあるが、意味は等しい。〔P. P. 34, 7; T. T. 16, 123; Suv. 185, 17 asiğ tuzu〕トルコ語から蒙古語へ同じ意味で傳へられた此

の言葉をコヴァレフスキーの辭書には aṣik〔st 59a〕、ウラヂミルツォフは aṣig〔Srawnitelnaya grammatika mongolskago pismennago yazika, Leningrad, 1929 st. 392〕と寫してゐる。カシュガリーの辭書に見える發音は全く畏吾兒語のそれに等しく意味も「利益」「利得」である。〔Kas. I. 62; 130; MW. 13〕ラドロフは畏吾兒語に對しては azik〔I. 542〕チャガタイ語に對しては asik〔I. 541〕と記し、asik を又スレイマンに據つて asiğ とも綴つてゐる。〔I. 542〕然るにスレイマンが「利益」「所得」「商賣」の意味に解してゐる *asiğ* といふ言葉の發音は正に畏吾兒語に於けると同樣に asiğ である。〔s. 13〕現代の諸トルコ方言には此の言葉は殘存してをらぬ樣だ。曾てキプチャック及びカリツム地方で使はれてゐたことはアブ、ハイヤン〔Caferoğlu tab'ı. s. 6〕竝びに Muin-ül-Müürit「弟子訓」から知られる。〔Tarama Dergisi, art. "faide" s. 221〕

法律文書に於いては問題の言葉は常に獨立して用ひられてをり、特に一種の罰として、債務者が債權者に支拂期日を遲らせた場合に支拂ふ「利得」「利潤」のことである。マロフは彼の辭彙に「利得」及び「利子」の二つの意味を載せてゐるが〔USp. S. 263〕後者は二通の文書に、〔USp. S. 263〕此の語が元々「利子」の意味である tüṣ の代りに使はれてゐることから解釋したものである。もし實際右の二通の文書で問題となつてゐる「利得」が「利子」に他ならなかつたとするならば、他の文書に於いてさうである樣に「利子」を意味し、文書中に廣く用ひられてゐる tüṣ と云ふ言葉をその中に含んでゐたものと云へよう。併し USp. N. 18, 34, 47, 70, 63 等の文書には之に反して故意に tüṣ を用ひてをらず、その代りに專ら asiğ といふ術語が使はれてゐるのであつて、此の術語は一面我々の欲すると欲せざるに關らず文書に別種の價値を與へたものであると考へられる。從つて余は此の種の文書に見える asiğ で以て本來意味されるのは、法律上の術語としては「所得」「利得」であつたと思ふ。⑤

四、Tüş（利息）

本來の意味は、法律文書以外に就いて見るならば、「果實」「報酬」である。〔Ind 50; U. Ⅲ. 50, 18〕古語にも、現代語にも曾て用ひられたことはないらしい。專ら使はれてゐるのは畏吾兒語の領域に於いてだけの樣である。法律文書に使はれてゐる例に依ると、此の言葉は「利息附きで」金錢、胡麻油、葡萄酒等の借用を求める債務契約寧ろより一般的に貸借契約に關係してゐる。例へば Tüşgä bor（利息附きにて葡萄酒が）Tüşgä küncüt（利息附きにて胡麻が）……等の如し。又債務者が期日に債務を返濟しない場合には el yangınça tüşi birlä 卽ち「慣習法の定める利息を附して」支拂ふべきことが記された。此の二つの例からもわかる樣に、此の言葉は法律用語としては我々が「利息」と呼ぶものに當る術語であつた。マロフは一層普遍的な意味を與へる爲に彼の辭彙に「利息」「利益」「所得」等と譯してゐる。〔USp. S. 300〕併し此の言葉の最も法律的な意味は「利息」に他ならない。

五、Ağılıq（國庫、王室財庫）

突厥碑文であらゆる「價値ある物」を意味し、ağı の形を以て行はれてゐる此の言葉は、〔Thomsen, Turcica S. 67〕畏吾兒文書には專ら lıq の語尾の附いた形で見えてゐる。此の形に於ける本來の意味は「寄託」「倉庫」「財庫」等である。〔Uigurica I. S. 54〕從つて此の語は單獨に使はれゝば、曾てクラブロートも言つてゐる樣に、場合に應じて「寄託」或ひは「倉庫」を意味する。併し一畏吾兒法律文書に〔USp. S. 78〕içgärü ağılıq（Radloff の發音は iökerü である。）の形でも見えてゐるから、此の場合 içgärü は何か特別の意味を加へるものと思はれる。içgärü はオルコン碑文の içräki〔Th. p. 2〕ペリオ文書の içgärülg〔72, 7〕と同じく「王室用の」「王室關係の」と云ふこ

とであらう。十七世紀のウズベック諸汗廷に於いて「王室財産管理人」の意味で用ひられたiçgi といふ言葉、及びチャガタイ語で「廷臣」の稱であるiçki bäg〔Rd. 1. 1518〕は何れも上のiçgärü[6]と同系統のものである。しかも畏吾兒諸汗の宮廷に於いて、içräki の稱號は非常に高い地位を占め、諸儀式に參與する役人のことであつた[7]。して見ると今問題のiçgärü ağılıq の畏吾兒法律文書に於いて意味する處は共和國以前の "Hazinei Hassa" 「王室財庫・國庫」に他ならぬと考へられる。

aǧı の語源を探求したラムシュテット教授は突厥碑文に用ひられてをり、その後の諸トルコ方言にも廣く見出されるakça がその基本形であらうと認めた。Gombosch は akça を ak の語源から派生したものと認めるが、兎も角もラムシュテットの意見に從つてゐる。〔Köresi Csoma-Archivum I. p. 84〕さり乍ら事實は akça (=das geld, die Münze) がヰニセイ碑文に用ひられてゐる一面、〔Radloff, Die Alttürkischen Inschriften der Mongolei. S. 348〕aǧı (=der Tribut, der Wert) もオルコン碑文に既に見えてゐるのである。〔ibd. 85〕大體同一時期に同一地域に於いて互に異なる意味で使はれた此の二つの言葉が結局いくらかの差違を以て行はれてゐることは注意する必要がある[8]。

六、Ağıçı (會計官吏、國庫官吏)

ağı に çı の語尾が附いて出來てゐる此の言葉は唯一つの畏吾兒法律文書に見え、tsangçı ağıçı の形で用ひられてゐる。〔USp. 88, 40〕ラドロフは同義語として使はれてゐる此の二つの言葉の元の意味を解しかね、飜譯するに當つては全く同樣に繰返して Steuereinnehmer「徵稅官吏」と說明してゐる。〔USp. S. 147〕マロフはカシュガリーの言ふ處に依り「會計官吏」「國庫官吏」(Kaznačei) と譯してゐる。〔USp. S. 260〕第一の Tsang+çı

はクラプロートの ağlıqın tsangim tolzun—möge mein Speicher und Schatz voll sein—の一句から了解される樣に、支那語の倉 tsang で、aǯıçı はその同義語として用ひられてゐるのだ。〔U. I. S. 54〕カシュガリーは明瞭に aǯıçı に對して法律的意義を含めて「文繡を扱ふ倉役人」と說明してゐるから、畏吾兒法律文書に見える「國庫官吏」と全く同じである。又此の言葉の用ひられてゐる文書の內容から考へても、aǯıçı の名稱の下に、徵收された租稅の引渡しを受け、もしくは人民から直接に租稅を徵收する「國家の會計官吏」が意味されてゐる。〔USp. S. 146〕法律文書以外に於いても亦同樣に「國庫官吏」の謂である。〔Suv. 270, 4; P. P. 9, 7〕クダトク、ビリックには aǯıçı の職責を叙べて "Bitig bilsä sağış aǯıçı bolur,,—讀み書き勘定が出來れば aǯıçı たり得る。「S. 346, 17〕— と言つてをり、國家もしくは君侯の「會計官吏」となるには如何なる技能を必要としたかを示してゐる。現在のトルコ諸方言には問題の言葉を用ひてゐるものは全然ない樣である。

七、Aǯıçı uluǯı（首席國庫官吏）

法律文書には此の言葉は見えぬ。唯ペリオの刊行した「二人の兄弟の物語」の中に見えるが、⑨多分首席國庫官吏をそれ以下の者と區別する爲に uluǯ（大なる）といふ形容詞を添へて作つたものと思はれる。會計の長官もう一歩進めて言へば大藏大臣の意味であらう。

【註】

① 注意すべきは曾てルコック教授が el を「年」「歲」の意味の il と混同して el yangınça を il yangınça と解し、「年々の慣例」といふ樣な奇妙な譯を附けたことである。「cf. Le Coq, Handschriftliche uigurische Urkunden aus Turfan, "Turan," Budapest 1918. S. 455〕しかるに「年」「歲」の意味の il が用ひらるべき場合ではなく、又「年々の慣例」と

いふ樣な術語がまづ用ひられたらしくないことは吾人の了解してゐる處である。又一方畏吾兒文書の綴字法でも此の發音の相似た二つの言葉の混同を避ける爲に、相異なる綴字を採用してゐることを申し添へておく。〔cf. Malov, Zapiski Leningrad 1925 I. st. 554〕

② 補註。アブ、ハイヤーンは一二五六年グラナダに生れ一三四四年カイロに歿す。Kitab el-idrak li-lisan el-etrak は博言學者として著名な同人がトルコ語の文法を叙べた書である。本譯稿(上)の「はしがき」にヂャフェル、オールユ氏の著書の內容を明らかにせぬと言つたが、實は本書の譯註らしい。此處に訂正しておき度い。

③ 現在歐羅巴トルコ領內でも「模倣」「僞造」の意味で存在する。ケプルリユザーデ教授の示敎に依れば、此の語は Yang-lğ と云ふ發音で十七世紀の文獻にも用ひられてをり、Sekkakî から Babür に至るチャガタイ古典文學語にも存し、尙その後の時代にも引續き使用されたといふことである。アゼルバイジャン方言では ng を m に變じて yamslamaq の形で用ひられてゐる。

④ カシュガリーは此の語に「利益」の意味の他にアラビア語 aṣṣafan「物の端」「餘生」の意味を附けてゐる。〔Kaş. Ⅱ 169〕が、此の意味は法律文書中には見當らない。Ibni-Mühenna は唯動詞形 tusuldı をアラビア語 nafaḥ「有用である」の意味に解してゐる。蒙古語では tusa と發音されて「利益」「財產」「効用」等の意味に用ひられてゐる樣である。〔Schmidt, Mongolsko-Nemetsko-Rossiyskiy Slovar St. Petersburg, 1835 st. 255, Kowalewskiy Dic. Mon.-Fran., Ⅱ, p. 1824〕Yakut のトルコ語でも同じ發音が優勢である。

⑤ 同じ名詞から造られた asığlığ「有利な」及び asınmaq「…を利用する。…から利益を得る」と云ふ形も稀にではあるが、二つの文書に使はれてゐる。〔USp. N 48 & 18; cf. T. T. I. 9, 61 & Ⅱ. 10, 69〕

⑥ Bartold, Zeremonial pri dvore Uzbekskix Xanov v XVII veke "Sbornik v çest semidesyatiletiya Ptanina" St. Petersburg 1909, st. 305.

⑦ F. W. K. Müller, Der Hofstaat eines Uigurenkönigs. "Festschrift Wilhelm Thomsen" Leipzig, 1912. S. 211.

⑧ 畏吾兒文書に於ける ağı の意味は「富・財產」である。〔P. P. 7, 6〕同じ意味で ağı barım〔P. P. 7, 9; Man. Ⅱ.

21, 2〕及び ed が用ひられてゐることもある。ラドロフは ağı の語原をアラビア語の hak と考へようとしたが〔Rd. I. 154〕カシュガリーに據れば ağı の意味は「種子」であるから〔Kaş I. 83, 12〕大體「貴重な物」である。クダトク・ビリックでも此の意味で使はれてゐる。〔S. 377, 35〕

イスラム時代となつて十一—十二世紀に trésorier (財務官)の意味で ağıcı 又は ağıçı の樣な形で用ひられた此の語が、現在オスマンリー語で聘財・嫁資の意味で通用してゐる ağırlıq の語源となつてゐることは疑ふまじ。

ağı は「涙」の意で使はれてゐることもある。〔U. II. 61, 9〕tavar (財産) のシノニムなる ed は蒙古語に入つて「財産」「富」を意味してゐる。〔Bang "Muséon" XXXVI. 235 Bemer. 1〕

⑨ P. Pelliot, La version ouigoure de l'Histoire des princes Kalyânamkara et Pâpamkara "T'ouug Pao" vol. XV Leide. 1914, p. 233. 此の語を含む句は下の如し。"ol ödün ağıçı uluğı xanxa inçe ö.ünti"—此の時大藏大臣は斯く王に申上げた。

略　語　表

URD. —S. E. Malov, Uygurskiye rukopisnıye dokumentı ekspeditsii S. F. Oldenburga. "Zapiski Instituta Vostokovedeniya Akademii Nauk." I. Leningrad, 1932, st. 129-149.

DUD. —S. E. Malov, Dva uygurskix dokumenta. "V. V. Bartoldu." Taşkent 1927, st. 387-394.

USp. — W. Radloff, Uigurische Sprachdenkmäler. Materialien nach dem Tode des Verfassers mit Ergänzungen von S. Malov herausgegeben. Leningrad 1928. VIII-305.

K. B. —W. Radloff, Das Kudatku Bilik des Jusuf Chass-Hadshib aus Balasagun. St. Petersburg. 1900, XXIV-560.

T. T. —W. Bang und A. von Gabain, Türkische Turfan-Texte, I. 1929 ; II. 1929; III. 1930; IV. 1930; V. 1931. Berlin Sitzungsb. d. Preus.

Akad. d. Wiss.

MW. —C. Brockelmann, Mitteltürkischer Wortschatz nach Mahmûd al-Kasgaris Divan lugât at Türk. "Bibliotheca Orientalis Hungarica" I. Leipzig, 1928.

Rd. — W. Radloff, Versuch eines Wörterbuches der Türk-Dialecte. I-IV. St. Petersburg.

U — F. W. K. Müller, Uigurica I. 1903; II. 1911, III. 1922. Berlin.

P. P. —P. Pelliot, La version ouigoure de l'histoire des princes Kalyânamkara et Papamkara "T'oung-Pao." Leide 1914, XV. p. 225-272.

Th. — Thomsen, Inscriptions de l'Orkhon, Helsingfors, 1896.

Kaş. — Mahmud al-Kaşgari, Divan Lugat at-Türk, Istanbul 1333.

Suv. — B. B.Radloff. &S.E. Malov, Suvarnaprabhâsa St. Peterburg.

Ind. — W. Bang und A. von Gabain, Analytischer Index zu den fünf ersten Stücken der Türkischen Turfan-Texte. Sitzungb. Preus. Akad. d. Wiss. Phil-Hist. Klasse, XVII. Berlin 1931.

Et. Wör. — Hermann Vambéry, Etymologisches Wörterbuch der Turco-Tatarischen Sprachen, Leipzig, 1878.

Ş. Şül —Şeyh Şüleyman efendi, Čagatay ve türk Osmanı lûgati, Istanbul, 1298.

ZKV. —Zapiski Kollegii Vostokovedov pri Aziatskom Muzee Rossiyskoy Akademiinauk. T. I. Leningrad 1925.

Tarama—T. D. T. C, Osmanlıcadan Türkçeye Söz Karşılıkları Tarama Dergisi, Istanbul, 1934, 1-7.

TOATE—Izvestiya Obşşestva Arxeologii, Istorii i Etnografii pri Imperatorskom Kazanskom Universitete. Kazan.